奈良県人事委員会告示第一号

平成十二年十月奈良県人事委員会告示第一号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長　松　村　二　郎

表社会人経験者採用試験の項中「社会人経験者採用試験」の下に「（筆記試験大学卒業程度）」を加え、同項の次に次のように加える。

社会人経験者採用試験（筆記試験高等学校卒業程度）	総合得点、種目別試験結果及び順位	合格発表の日（第一次試験の合格者にあっては、第二次試験の合格発表の日）から起算して一月間	人事委員会事務局